

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月6日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置、組織、調査審議の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求及び個人情報保護制度における審査請求について調査審議するため、審査会を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査庁 武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第21条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（武蔵野市個人情報の保護に関する条例（令和 年 月武蔵野市条例第 号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 行政文書 情報公開条例第13条第1項に規定する開示決定等（次条第1号及び第2号において「開示決定等」という。）に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等又は第102条第1項に規定する利用停止決定等（次条第3号においてこれらを「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第21条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は同条例第7条に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 武蔵野市死者情報の開示に関する条例（令和 年 月武蔵野市条例第 号。以下「死者情報開示条例」という。）第15条の規定により適用される情報公開条例第21条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又

は死者情報開示条例第3条第1項に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

- (3) 保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は保護法第76条第1項に規定する開示請求、第90条第1項に規定する訂正請求若しくは第98条第1項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、武蔵野市長（以下「市長」という。）が委嘱する。

- 2 市長は、前項の規定により委員を委嘱したときは、議会に報告するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 8 委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(手続の併合又は分離)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又

は分離したときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）及び審査庁にその旨を通知しなければならない。

（審査会の調査審議）

第9条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

2 審査会は、前項の調査審議を通じて必要があると認めるときは、第4条第1号から第3号までに規定する開示請求に関する事項について、市の機関に意見を述べることができる。

（審査会の調査権限）

第10条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、審査庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査庁は、審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、審査庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁（以下これらを「審査請求人等」という。）に保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行審法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第11条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。ただし、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第13条 審査会は、第10条第3項若しくは第4項又は前条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(提出資料の閲覧等)

第14条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項前段の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項前段の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、実費の範囲内において手数料を納めなければならない。

(手数料の納付及び免除)

第15条 前条第4項の規定により、次に掲げる方法による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該交付までの間に、用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては30円)の手数料を納めなければならない。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(1) 前条第1項に規定する主張書面又は資料の写しの交付にあつては、当

該主張書面又は資料を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 前条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

2 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を免除することができる。

3 前項の規定により手数料の免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、前条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

4 前項の書面には、審査請求人又は参加人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面をそれぞれ添付しなければならない。

（手数料の不還付）

第16条 前条第1項の手数料は、納付後において請求事項を取り消し、又は変更しても、これを還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第17条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第18条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第20条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（武蔵野市情報公開条例の一部改正）

第2条 武蔵野市情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>目次</p> <p>第4章 審査請求（第20条—<u>第27条</u>）</p> <p><u>第5章 武蔵野市情報公開委員会（第28条）</u></p> <p><u>第6章 出資団体等の情報公開（第29条・第29条の2）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第30条—第33条）</u></p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上</p>	<p>目次</p> <p>第4章 審査請求（第20条—<u>第22条</u>）</p> <p><u>第5章 出資団体等の情報公開（第23条・第24条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第25条—第27条）</u></p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上</p>	<p>目次の条の繰上げ。目次の章の削除</p> <p>目次の章の繰上げ。目次の条の繰上げ</p> <p>目次の章及び条の繰上げ</p>

<p>又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>(4)から(7)まで (略)</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により、開示請求の拒否を理由として開示しない旨の決定をしたときは、その旨を<u>武蔵野市情報公開委員会</u>に報告しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前2項の規定により、開示決定等の期間を延長したときは、その旨を<u>武蔵野市情報公開委員会</u>に報告しなければならない。</p> <p>(他の制度等との調整)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれる<u>おそれがある</u>と認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>(4)から(7)まで (略)</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により、開示請求の拒否を理由として開示しない旨の決定をしたときは、その旨を<u>武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会</u>条例(令和 年 月武蔵野市条例第 号)第2条に規定する<u>武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)に報告しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前2項の規定により、開示決定等の期間を延長したときは、その旨を<u>審議会</u>に報告しなければならない。</p> <p>(他の制度等との調整)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>個人に関する情報で特定の</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>
--	---	--

<p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)</p> <p>第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法</p>	<p><u>死者を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の死者を識別することができることとなるものを含む。)</u>を含む行政文書の開示請求については、<u>武蔵野市死者情報の開示に関する条例(令和 年 月武蔵野市条例第 号)の規定によるものとする。</u></p> <p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>項の削除</p>
--	---	---------------------------------------

第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。））」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「審査会」とする。

（武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会）

第23条 第21条第1項及び武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月武蔵野市条例第6号）第31条第1項に規定する諮問に応じて審議するため、武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例の規定

条の削除

によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 審査会は、第1項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

4 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

5 委員が欠けたときは、市長は、補欠の委員を委嘱するものとする。

6 市長は、前2項の規定により委員を委嘱したときは、議会に報告するものとする。

7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。
この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

条の削除

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第25条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知

条の削除

するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第26条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、第24条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

(審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う審議の手続は、公開しない。

第5章 武蔵野市情報公開委員会

(武蔵野市情報公開委員会)

第28条 情報公開制度その他情報公開の推進に関する事項について、審議し、又は実施機関に意見を述べるため、武蔵野市情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長が委嘱する

条の削除

条の削除

章の削除

<p><u>委員7人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>3 委員が欠けたときは、市長は、補欠の委員を委嘱するものとする。</u></p> <p><u>4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>		
<p>第6章 (略)</p>	<p>第5章 (略)</p>	<p>章の繰上げ</p>
<p>第29条及び第29条の2</p>	<p>第23条及び第24条</p>	<p>条の繰上げ</p>
<p>第7章 (略)</p>	<p>第6章 (略)</p>	<p>章の繰上げ</p>
<p>第30条 (略)</p>	<p>第25条 (略)</p>	<p>条の繰上げ</p>
<p>(実施状況の公表)</p>	<p>(実施状況の<u>審議会への報告及び公表</u>)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第31条 市長は、毎年1回各実施機関の行政文書の開示等についての実施状況を<u>とりまとめ、公表しなければならぬ</u>。</p>	<p>第26条 市長は、各実施機関の行政文書の開示等についての実施状況を<u>審議会に報告するとともに、年1回とりまとめたものを公表しなければならぬ</u>。</p>	<p>条の繰上げ及び 字句の削除 字句の改正</p>
<p>(罰則)</p>		<p>条の削除</p>
<p>第32条 第23条第8項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に<u>処する</u>。</p>		
<p>第33条 (略)</p>	<p>第27条 (略)</p>	<p>条の繰上げ</p>

(武蔵野市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の武蔵野市情報公

開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第23条第1項の規定により設置された武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

- 2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。
- 3 施行日前に旧審査会にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第23条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正を踏まえ、武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手続等について定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。